

総合数値の算定方法と格付基準について

1 総合数値の算定方法

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道管工事の総合数値は、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けて算出された総合評定値（以下「総合評定値」という。）を基礎数値として、次に定める方法により行うものとする。

総合数値＝総合評定値＋主観項目配点

《主観項目》

項目	配点
①直近2年度に完成した工事成績の平均点	－70点～70点 (平均点以上を加点、平均点の－10点未満を減点)
②直近2年度の優良工事表彰	1ヶ年度：30点、2ヶ年度：50点
③ISO9001、ISO14001 又はエコアクション21の認証取得	ISO9001…10点 ISO14001 又はエコアクション21 どちらかを取得…10点
④障害者雇用	10点
⑤入札参加停止	・入札参加停止月数×－10点 ・警告・注意（文書・口頭）－5点
⑥浜松市と災害協定締結	10点
⑦直近2年度における緊急対応のための夜間待機及び休日待機の実績（水道管に適用）	・夜間待機：基礎点10点＋実績加算点（0点～20点） ・休日待機：10点
⑧2年間又は3年間の完成工事高	経審結果における2年間又は3年間の完成工事高がない場合…－50点
⑨暴力団等排除の取り組み	10点
⑩再犯防止の取り組み	10点

(注)

- ① 浜松市における直近2年度の500万円以上の完成工事成績を対象に、個別業種の平均点以上を加点、また平均点から10点を減じた点数未満を減点するものとし、最大加点70点、減点70点とする。なお、平均点は小数点第2位まで求めるものとし、第3位を四捨五入する。（経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員の工事成績の平均点に基づき算定する。）
- ② 浜松市において直近2年度に優良工事表彰を受けた工種（経常建設共同企業体の場合は、全ての構成員を対象とする。）
- ③ 審査申請時における取得状況（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、報告義務のある事業主で法定雇用数以上の雇用：10点
上記の義務のない事業主で雇用：10点
（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

- ⑤ 浜松市における直近２年度の入札参加停止の状況（経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。）
- ⑥ 令和６年度までに浜松市と協定締結済であること。ただし、追加申請の場合は申請時の状況。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）
- ⑦ 令和７年４月１日時点で浜松市上下水道部の夜間待機緊急対応名簿に掲載のあること。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）
- ⑧ 入札参加資格審査申請時の経審結果を基準とする。（経常建設共同企業体の場合は、各構成員の和とする。）
- ⑨ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、入札参加申請の基準日前３年間に責任者講習を受講した場合、１０点とする。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）
- ⑩ 再犯防止の取り組みとして静岡保護観察所に「協力雇用主」の登録をされている場合、１０点とする。（経常建設共同企業体の場合は、代表者を対象とする。）

令和 7 ・ 8 年度格付基準（工事成績）

業種		土木一式			建築一式			電気			管			水道管		
平均点		81.09			79.05			78.00			77.61			78.93		
配点	70	87.09	～		85.05	～		84.00	～		83.61	～		84.93	～	
	60	86.09	～	87.08	84.05	～	85.04	83.00	～	83.99	82.61	～	83.60	83.93	～	84.92
	50	85.09	～	86.08	83.05	～	84.04	82.00	～	82.99	81.61	～	82.60	82.93	～	83.92
	40	84.09	～	85.08	82.05	～	83.04	81.00	～	81.99	80.61	～	81.60	81.93	～	82.92
	30	83.09	～	84.08	81.05	～	82.04	80.00	～	80.99	79.61	～	80.60	80.93	～	81.92
	20	82.09	～	83.08	80.05	～	81.04	79.00	～	79.99	78.61	～	79.60	79.93	～	80.92
	10	81.09	～	82.08	79.05	～	80.04	78.00	～	78.99	77.61	～	78.60	78.93	～	79.92
	0	71.09	～	81.08	69.05	～	79.04	68.00	～	77.99	67.61	～	77.60	68.93	～	78.92
	-10	70.09	～	71.08	68.05	～	69.04	67.00	～	67.99	66.61	～	67.60	67.93	～	68.92
	-20	69.09	～	70.08	67.05	～	68.04	66.00	～	66.99	65.61	～	66.60	66.93	～	67.92
	-30	68.09	～	69.08	66.05	～	67.04	65.00	～	65.99	64.61	～	65.60	65.93	～	66.92
	-40	67.09	～	68.08	65.05	～	66.04	64.00	～	64.99	63.61	～	64.60	64.93	～	65.92
	-50	66.09	～	67.08	64.05	～	65.04	63.00	～	63.99	62.61	～	63.60	63.93	～	64.92
	-60	65.09	～	66.08	63.05	～	64.04	62.00	～	62.99	61.61	～	62.60	62.93	～	63.92
	-70		～	65.08		～	63.04		～	61.99		～	61.60		～	62.92

2 格付基準

業種	等級	令和 7・8 年度 総合数値		令和 5・6 年度 総合数値	
		以上	未満	以上	未満
土木一式 (上下水道含む)	A	900	～	900	～
	B	750	～ 900	750	～ 900
	C	600	～ 750	600	～ 750
	D		～ 600		～ 600
建築一式	A	900	～	900	～
	B	750	～ 900	750	～ 900
	C	600	～ 750	600	～ 750
	D		～ 600		～ 600
電気	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700
管	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700
水道管	A	850	～	850	～
	B	700	～ 850	700	～ 850
	C		～ 700		～ 700

※前回から変更なし